

奈良らしい農業・農村のあり方検討委員会規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十三号

奈良らしい農業・農村のあり方検討委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良らしい農業・農村のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 学識経験を有する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 前号に掲げる者のほか、必要と認めて知事が委嘱するもの

(任期)

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員のうちから知事が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
(委員以外の者の出席)

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第七条 委員会の庶務は、農林部企画管理室において処理する。

（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。